

市民集会施設用地購入資金貸付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地域住民の福祉の向上に寄与するため、市民集会施設の建築等のための用地購入資金の融資のあっせんについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民集会施設

特定地域の住民が主として当該地域の住民の集会を行うために自ら設置する施設をいう。

(2) 町内会

融資あっせん申請時において、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく市長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）である町内会をいう。

(3) 建 築

新築又は増築を言う。

(4) 新 築

新たに施設を造ること及び全面改築することをいう。

(5) 増 築

既設の施設に新たに建て増しすることをいう。

(資金の融資あっせん)

第3条 市長は、市民集会施設の用地を購入する町内会に対して、必要な資金の融資をあっせんする。

(融資対象)

第4条 この要綱による融資の対象となるものは、借入金の返済能力があると認められ、かつ、次のいずれかに該当する行為をする町内会とする。

(1) 市民集会施設を建築しようとする場合にあっては、その用地を購入すること。

(2) 借地上に市民集会施設を所有している場合にあっては、当該用地を購入すること。

(3) 用地及び当該用地上の建物を借りて市民集会施設として設置している場合にあっては、当該用地を購入すると同時に当該用地上の建物を購入すること。

2 この要綱により融資を受けて購入する用地上に設置する市民集会施設は、原則として次の要件に適合するものとする。

(1) 当該市民集会施設を設置することが、利用対象地域の住民の福祉の向上のため、大きく寄与するものであること。

(2) 当該市民集会施設の利用対象人口が、おおむね1,000世帯以上であること。

(3) 当該市民集会施設から、おおむね500m以内に集会の用に供する施設がないこと。

(4) 当該市民集会施設の延べ面積が、おおむね100㎡以上450㎡以内であること。

(5) 当該市民集会施設の内容は、会議及び集会に必要な設備を備えていること。

(6) 増築にあつては、集会室等の増築規模が10㎡以上であること。

(取扱金融機関)

第5条 貸付の取扱金融機関は、株式会社北海道銀行とする。

(融資の条件)

第6条 融資の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 融資限度額

市民集会施設の用地の購入に係る経費（当該用地の購入に伴う契約、登記等に係る事務的経費は除く。）の100分の70に相当する額（算定した額に1万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

ただし、その額が40,000千円を超える場合は、40,000千円とする。

(2) 融資利率

長期プライムレート3.0%未満のときの融資利率は、長期プライムレートと同じ率とする。（年利）

長期プライムレート3.0%以上のときの融資利率は、3.0%の固定とする。（年利）

(3) 償還期間

15年以内（1年以内の据置期間を含む。）とする。

(4) 返済方法

元金均等の割賦返済とする。

(5) 担保及び保証人

融資に係る用地及び当該用地上に所有する市民集会施設を担保とし、会長及び会長以外の役員の名以上を保証人とする。

(6) 市民集会施設の着手期限

融資を受けた日から起算して、1年以内に市民集会施設の建築に着手すること。

(融資あつせん仮申込み)

第7条 融資あつせんを受けようとする町内会は、融資あつせん申請に先立ち、融資あつせん仮申込書（以下「仮申込書」という。）（様式1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の仮申込書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 融資返済計画書（様式1の2）

(3) 決算書（直近3年分）

3 市長は、第1項の仮申込書の提出を受けたときは、当該仮申込みの内容を確認し、妥当と認める場合は、仮申込書の写しを町内会に交付するものとする。

4 前項の仮申込書の写しの交付を受けた町内会は、取扱金融機関にこれを提出し、当該金融機関の確認を受けなければならない。

5 町内会は、前項の金融機関の確認に際し、金融機関からの資料等の要求があった場合は、これに応じなければならない。

6 取扱金融機関は、第4項の確認を速やかに行い、仮申込書の確認の結果に

ついて、区長に連絡しなければならない。

(融資のあっせんの申請)

第8条 前条の仮申込書が妥当と認められた町内会は、市民集会施設の用地の購入の前に、市民集会施設用地購入資金融資あっせん申請書(以下「融資あっせん申請書」という。)(様式2)を市長に提出しなければならない。

2 前項の融資あっせん申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式3)
- (2) 決算書(直近3年分)
- (3) 土地登記簿謄本
- (4) 土地の売買契約書の写し
- (5) 総会で用地購入、融資申込み及び会館建築の決定をした際の議事録の写し
- (6) 認可地縁団体台帳の写し
- (7) 認可地縁団体の規約
- (8) 認可地縁団体印鑑登録証明書
- (9) 役員名簿
- (10) 市民集会施設の用地の購入と同時に当該施設の譲渡を受ける場合、建物の売買契約書の写し
- (11) 購入する用地上の市民集会施設の所有権を有する場合、当該建物の所有権を証する書類
- (12) 事業の目的等に照らして融資のあっせんを受けることが公益上不適当と認められる法令違反等がない旨の誓約書(様式4)
- (13) 上記各号のほか市長が必要と認める書類
(融資の決定)

第9条 市長は、前条の規定により融資あっせん申請書の提出を受けたときは、当該申請の内容を審査し、適格と認めるときは、融資あっせん書(様式5)を取扱金融機関に送付するものとする。

2 市長は、融資あっせん申請書を提出した町内会の代表者が次の各号のいずれかに該当する場合は、融資のあっせんをしない旨の決定をしなければならない。

- (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (3) 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団員
- (4) その他事業の目的に照らして融資のあっせんを受けることが不適當であると市長が認める者

3 取扱金融機関は、前項の融資あっせん書の送付を受けたときは、速やかに融資の可否を決定し、その旨を当該町内会に報告するものとする。

4 取扱金融機関は、融資を行ったときは融資実行報告書(様式6)により市長に報告しなければならない。

(償還状況の報告)

第10条 取扱金融機関は、前条第2項及び第3項の報告のほかに、毎年3月10日までに、当該年度の償還状況を市長に報告しなければならない。

(融資事業完了の報告)

第11条 この要綱により融資を受けた町内会は、当該融資に係る用地の購入が完了したときは、速やかに融資対象事業完了届（様式7）に当該事実を確認できる書類を添付し市長に報告しなければならない。

2 当該用地購入の後、市民集会施設の建築を行うとして、融資を受けた町内会は、建築に着手した場合は工事着手届（様式8）を、建築を完了した場合は工事完了届（様式9）を提出しなければならない。

（用途変更及び処分の制限）

第12条 この要綱により融資を受けた町内会は、貸付金の償還前において、当該融資に係る用地又は当該地上の市民集会施設について、融資の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し又は担保を供してはならないものとする。

（取消し等）

第13条 市長は、この要綱により融資を受けた町内会が次の各号のいずれかに該当するときは、融資あっせんの決定を取り消し、又は当該決定に係る額を減額することができる。

(1) 融資目的に反した行為があったとき。

(2) 不正な行為により融資を受けたとき。

(3) 融資を受けた日から起算して、1年以内に市民集会施設の建築に着手しないとき。

(4) 事業の目的等に照らして融資のあっせんを受けることが公益上不相当と認められる法令違反等があることが判明したとき。

(5) 第9条第2項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

(6) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により融資あっせんの決定を取り消し、又は当該決定に係る額を減額したときは、取扱金融機関をして既に行われている融資に係る貸付金の全部又は一部を一時に償還させることができる。

（事業実施の調査等）

第14条 市長は、この要綱により融資を受けた町内会に対し、当該融資に係る用地及び当該地上の市民集会施設の状況について、報告を求め、又は実地に調査することができる。

（書類の経由）

第15条 町内会がこの要綱の規定により市長に書類を提出するときは、当該町内会が所在する区の区長を経由しなければならない。

（委任）

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。